

様式第 1 号の 3（第 5 条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 安曇野市 U I J ターン就業・創業移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は安曇野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等ではなく、かつ、これらの者と関係を有する者ではありません。
- 3 申請者又は申請者と同一世帯に属するものは、安曇野市又は他の市町村において過去 10 年以内に移住支援金と趣旨を同じくする補助金等を受給していません。ただし、補助金等を全額返還した場合又は過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し 18 歳以上となり、市長が認める場合を除く。
- 4 以下の場合には、安曇野市 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額の返還を求める場合
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に安曇野市以外の市区町村に転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 創業支援金又は就農支援金の交付決定を取り消された場合
 - オ 長野県新規就農里親制度による研修の受講を中止した場合
 - (2) 半額の返還を求める場合
 - ア 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に安曇野市以外の市区町村に転出した場合
 - イ 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- 5 移住支援金の支給を受けた後に実施される安曇野市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
- 6 交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに補助金を返還します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者住所

氏名